

臨時休所に伴う代替学童保育事業について

酒田市健康福祉部子育て支援課

新型コロナウイルス感染症の発生により、学童保育所が臨時休所等をした際に、保護者の就労によりお子さんを家庭で保育できない場合は、代替学童保育を実施します。

1. ご利用いただける方

本市に住所を有し、学童保育所を利用している児童と一緒に生活する保護者(父及び母)が次のいずれかに該当する場合に事前の利用登録を行い、利用要件に該当する方

- ① 医療機関等に従事している
- ② 介護保険関連施設に従事している
- ③ 障がい福祉施設に従事している
- ④ 保育所等又は学童保育所に従事している
- ⑤ ひとり親世帯(職業は問わない)

利用要件 次のすべてに該当する場合

- ① 利用を希望する児童が保健所から健康観察等の指示を受けていない場合
- ② 利用を希望する児童が陽性者との接触者名簿に含まれていない場合
- ③ 利用を希望する児童が利用当日に受けた抗原検査の結果が陰性である場合

2. 代替受入施設

施設名	定員	住所	電話番号
児童センター	1日当たり 10名まで	酒田市中町3-4-5 (交流ひろば内)	0234-26-5613

3. 利用可能日時

利用する学童保育所が臨時休所等を行う期間で、日曜、祝日、年末年始を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間で保育を必要とする時間

4. 送迎

送迎はありません。保護者等による送迎をお願いします。

5. 利用料

代替学童保育事業の利用料は、無料です。

ただし、臨時休所等による在籍中の学童保育所の保育料については、利用学童保育所にご確認ください。

6. 利用手続き

(1)利用登録

利用には、あらかじめ利用登録が必要となります。「臨時休所代替学童保育利用登録(変更)申請書」をご提出ください。

① 申込期間 平日8時 30 分～17 時 15 分まで、閉庁日を除く、

② 申込場所 酒田市子育て支援課

郵送での申請も受付いたします。【〒998-8540 酒田市本町2丁目 2-45】

※「臨時休所代替学童保育利用登録(変更)申請書」は、酒田市子育て支援課または酒田市ホームページから取得してください。年度ごとに登録が必要です。

(2) 利用の承認等

臨時休所代替学童利用登録申請書の内容を審査し、代替学童保育利用者証または代替学童保育利用者証不交付通知を保護者に通知します。

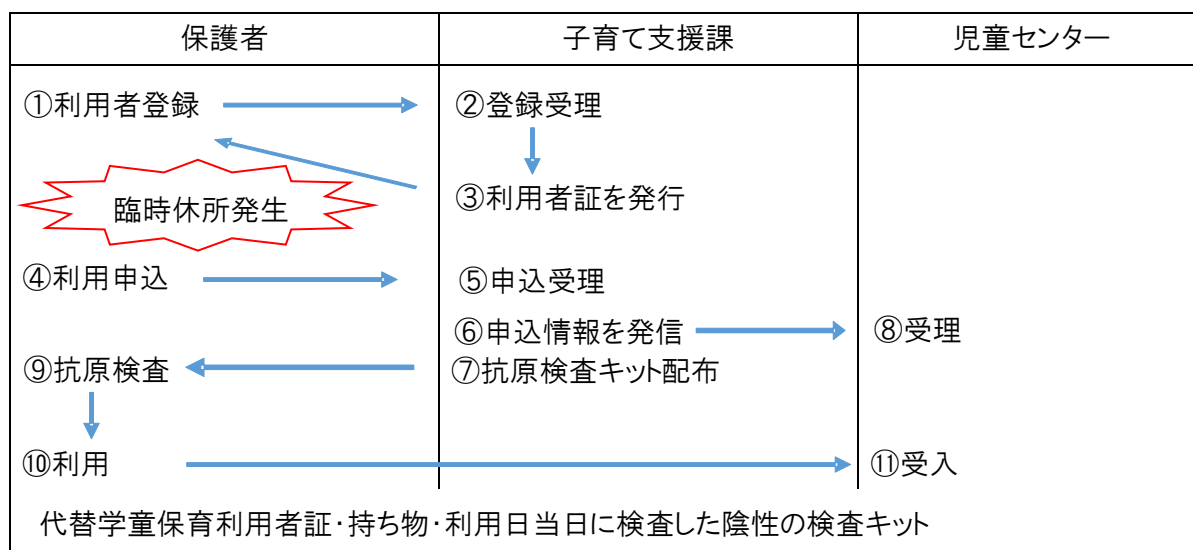
(3)利用申込

代替学童保育を実施する際は、事前に登録していただいているメールアドレスにお知らせします。利用を希望するときは、利用の前日の17時までに臨時休所代替学童保育利用申込書を酒田市子育て支援課へ提出ください。利用申込書を提出の際に、抗原検査キットをお渡します。

利用は先着順となります。定員に達した場合は、お断りする場合がございます。

メールやFAXによる申し込みも可能としますが、送信した旨を電話にてお知らせください。両方を確認した時点で受理となります。

前日までに抗原検査キットの受け取りができなかった場合は、代替学童保育当日(8時 30 分～お渡し可能)に抗原検査キットで検査を行いますので、車内等で30分程度お待ちいただくことになります。



7. 持ち物

- (1) 代替学童保育利用者証
- (2) 陰性の抗原検査キット(利用日当日に検査をしたもの)
- (3) 着替え用衣類(下着、ズボン、上着) 各1枚
- (4) ビニール袋(汚れ物入れ)1枚
- (5) 昼食
- (6) 水筒(水かお茶)
- (7) 箸、スプーン、フォーク等(必要な食具)
- (8) おしぼり1枚
- (9) ネームプレート(普段学校で使用中的のもの)
- (10)おやつ1回分(午後)
- (11)学習時間に必要な勉強道具 1式

※ 全ての持ち物にひらがなで氏名を記入してください。

【問い合わせ先】

酒田市健康福祉部子育て支援課

保育支援係

電話 0234-26-5735

メールアドレス kosodate@city.sakata.lg.jp